

令和元年第6回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和元年6月21日（金）第6回鹿沼市農業委員会総会を御殿山会館大会議室において開催した。

出席者委員

1番 塩入佳子	2番 豊田道有	3番 福田春男
4番 矢野律子	5番 根本和男	7番 石川喜治
8番 村上信吉	9番 福田裕	10番 廣田和世
11番 江俣伸一	12番 奈良部繁雄	13番 篠原和夫
14番 鈴木克男	15番 牧島俊男	16番 大森用子
17番 毛塚欣伸	18番 益子裕幸	

(17名)

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 駒場久和	農地調整係長 福田昌子
	主事 高橋知生	主事 前澤保友

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 福田昌子

—◇—

◎事務局長は、開会に先立ち、議案書2ページ5番及び4ページ4番について取り下げ願いが提出されたため、削除を依頼した。

◎議長（奈良部繁雄会長。以下議長）は午前10時00分、第6回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。

11番 江俣伸一 委員、13番 篠原和夫 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（高橋主事）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。今回は、売買7件の許可申請が提出されました。別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎福田裕委員 1番、2番、3番は、譲渡人からそれぞれの譲受人への売買です。問題ありませんので承認をお願いします。

◎篠原和夫委員 4番は、茂呂の譲渡人から西茂呂1丁目の譲受人への売買です。譲受人は専業農家で熱心にやっております、問題ありませんので承認をお願いします。

◎牧島俊男委員 6番は、中栗野の譲渡人から栃木市西方町の譲受人への売買です。何の問題もありませんので承認をお願いします。

◎毛塚欣伸委員 7番は、西茂呂の譲渡人から上永野の譲受人への売買です。譲渡人は最近まで上永野に住んでおられて、問題ありませんので承認をお願いします。

◎益子裕幸委員 8番は、久野の譲渡人から譲受人への売買です。何の問題もありませんので承認をお願いします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問が無いため1番から4番及び6番から8番の許可について諮り、決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（前澤主事）議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明いたします。1番、上永野における太陽光発電施設用地への転用については、北と西を宅地、東を畑、南を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。2番、上永野における宅地への乗り入れ口への転用については、北を宅地、東と西を畑、南を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。また本案件はすでに宅地への進入路として利用されていることから始末書付きとなっております。以上、お手元の調査書通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（江俣伸一委員）去る6月17日に、私と篠原委員、駒場事務局長、福田係長の4名で現地調査を行いました。議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について現地調査の結果を報告します。1番、上永野の太陽光発電設備のための転用は、永野小学校から西に300mの所で、草が生えており荒れた状況であったところです。周りの状況から問題ないと見てまいりました。2番は、同じく上永野の宅地への乗り入れ口としての転用で、すでに乗り入れ口となっていたため、始末書が必要と見てまいりました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎毛塚欣伸委員 1番、2番の上永野の件は、申請人が同じでありまして、現地調査員の報告のとおり何の問題もありませんので、ご承認の程よろしくお願ひします。

◎議長は、議案第2号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から2番について許可することに決定し、2番については始末書付きで許可することとした。

◎議長は、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（前澤主事）議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。1番、武子における園芸用土採取への転用については、北と南を田、東を山林、西を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。

2番、板荷における一般住宅への転用については、北と東を道路、西と南を宅地に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。また本案件はすでに宅地への進入路として利用されていることから始末書付きとなっております。

3番、板荷における太陽光発電施設用地への転用については、西と南を畑、北を道路、東を宅地に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。

5番、塩山町における農業用施設への転用については、北を道路、西を水路、東と南を田に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、業務上必要な施設に該当します。

6番、上石川における一般住宅への転用については、北と東を宅地、南と西を畑に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、日常生活上必要な施設に該当します。

7番、上石川における道路敷地への転用については、北を宅地、東と南を畑、西を道路に囲

まれた農地です。また、申請地は農地の広がりがある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、日常生活に必要な施設に該当します。

以上、お手元の調査書通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（江俣伸一委員）議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請について、現地調査の結果を報告します。1番から2番を私、3番及び5番から7番を篠原委員が報告します。

1番、武子の件は、高谷橋から北西に300mの所で、賃借権設定による園芸用土採取のための一時転用です。草が伸びておりましたが、周囲の状況から問題ないと見てまいりました。2番、板荷の件は、板荷中学校から北東に800mの所で、使用貸借権による一般住宅への転用です。一部すでに進入路として使われていたため、始末書が必要と見てまいりました。3番からは篠原委員にお願いします。

◎現地調査員（篠原和夫委員）3番、板荷の件は板荷小学校から北西に700mの所で、売買による太陽光発電設備への転用です。周囲の状況、また近くにも太陽光発電設備があり、問題ないと見てまいりました。5番、塩山町の売買の件は、鹿沼市農業公社から南に100mのところ、農業用施設への転用です。事務局の説明のとおり問題ないと見てまいりました。6番、上石川の件は、北犬飼中学校から北西に500mの所で、使用貸借権による一般住宅への転用です。問題ないと見てまいりました。また7番は、同じく上石川で、住宅地へ入る道路が狭いため、道路幅を広げるための転用申請です。問題ないと見てまいりました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎福田春男委員 1番、武子の件は、農地所有者が亡くなったため、相続人が園芸用土の採取を行うものです。5反もあって、農業に適している場所であるので、ちょっともったいない気もしますが、問題ありませんので承認願います。

◎矢野律子委員 2番、板荷の一般住宅のための転用の件は、親子間のものです。始末書付きで承認をお願いします。3番、板荷の太陽光発電設備のための転用の件は、すでに周辺にも太陽光設備が多くある場所で、問題ありませんので、承認をお願いします。

◎福田裕委員 5番、塩山町の件は、元々は堆肥を入れていた所です。環境面からの問題もありまして、このような手続きとなっております。ご理解をお願いします。

◎江俣伸一委員 6番、上石川の一般住宅のための転用の件は、譲受人は譲渡人の孫でありまして、問題ありません。また7番は道路への転用で、住宅地の西側に道路はありますが、道

幅が狭いため転用するものであります。問題ありませんので、承認をお願いします。

◎議長は、議案第3号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から3番及び5番から7番について許可することに決定し、2番については始末書付きで許可することとした。

◎議長は、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（高橋主事）議案第4号 農用地利用集積計画についてご説明いたします。鹿沼市長より令和元年6月10日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には、新規・更新の利用権設定、中間管理事業、所有権移転について記載し、区分の欄外に、合計として、件数、筆数、面積をお示ししております。議案書6ページをご覧ください。新規の利用権設定が、2件、5筆、5,862㎡となっております。続いて、議案書13ページをご覧ください。更新の利用権設定が、8件、83筆、81,416.10㎡となっております。続いて、議案書14ページをご覧ください。中間管理事業による利用権設定が、1件、3筆、4,869㎡となっております。続いて、議案書15ページをご覧ください。所有権移転が2件、5筆、9,079㎡となっております。これら合計13件、96筆、面積101,226.10㎡となっております。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第4号について、質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、1番から13番の承認について諮り、決定した。

◎議長は、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による「農用地利用配分計画に係る意見について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（高橋主事）議案第5号 農用地利用配分計画に係る意見についてご説明いたします。先ほどの第4号議案の中間管理事業は、農地中間管理機構が出し手から農地を借り受けるためのものでしたが、本議案は、農地中間管理機構が受け手に貸し付けるために必要な手続きになります。農地中間管理機構が農地を貸し付ける場合は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づき、農用地利用配分計画を作成し、同法19条により、この農用地利用配分計画の案を市が作成する場合には、農業委員会の意見を聴くものとされていることから、今回ご審議いただくものです。配分計画に係る筆、面積、利用権の終期はすべて農地中間管理事業分の農用地利用集積計画と同じであります。議案書16ページをご覧ください。公益財団法人栃木県農業振興公社が借り受けた農地を受け手へ配分するものとなっております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第5号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、議案第5号に

---

については妥当と決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午前10時38分閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和元年6月21日

議 長

\_\_\_\_\_

署名委員

\_\_\_\_\_

署名委員

\_\_\_\_\_